

高槻市中小企業等支援給付金のご案内

高槻市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、
制度融資等を活用し事業継続に取り組む事業者の皆様を支援します！

支給対象者

次のすべてに該当する事業者

- (1) 高槻市内に事業所・店舗を有する法人または個人
- (2) 休業要請支援金（府・市町村共同支援金）の対象となっていない方
- (3) 令和2年2月17日以降に、以下のいずれかの融資を受けていること
 - ・セーフティネット保証4号、5号、又は危機関連保証に係る融資
 - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫又は商工組合中央金庫）
 - ・小規模事業者経営改善資金融資（通称：新型コロナウイルス対策マル経
日本政策金融公庫）
 - ・高槻市中小企業事業資金融資制度（市町村連携型）を利用し、受けた融資
 - ・その他新型コロナウイルス感染症に係る日本政策金融公庫又は、商工組合中央金庫の融資（令和2年2月17日以降に限る）

給付金の額

1事業者につき20万円（※1事業者1度限りとなります）

申請手続き

受付期間(必着)
令和2年5月15日(金)～令和3年3月31日(水)

以下の書類をご準備いただき、産業振興課まで郵送でご提出ください。

- (1) 申請書兼請求書（様式第1号）※高槻市のホームページからダウンロードできます。
- (2) 添付書類
 - ア 新型コロナ感染症対策として金融機関から融資を受けたことを証する書類の写し
 - イ 市内に事業所を有することを証する書類
 - ウ 給付金の受取口座が確認できるもの（預金通帳の写し）

※添付書類については、「申請書兼請求書」の裏面をご確認下さい。

【申請・お問い合わせ先】

〒569-0067 高槻市 街にぎわい部 産業振興課
中小企業等支援給付金 担当
TEL：072-674-7411



詳細は市HPを
ご覧ください

Q&A

Q. 金融機関から融資を受けたことを証する書類は、どんなものを用意すればよいですか

A. セーフティネット保証等の認定を受け、民間金融機関から借入した場合
「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」と「お支払額明細書」の写し
もしくは、「金融機関保管の信用保証書の写し」

日本政策金融公庫からの借入の場合

「借用証書」と「お支払額明細書」の写し

Q. 1人で2つの会社を経営しています。2社分の給付を受けることができますか

A. それぞれの会社が全ての要件を満たしていれば2社分受け取ることができます。
ただし、個人事業主や同一法人で複数の店舗を経営されている方は、1事業者分となります。

Q. 今年の3月に他市から高槻市に事業所を移しました。対象になりますか

A. 融資を受けたとき、および申請時に高槻市内に事業所を有していれば対象となります。

Q. 個人事業主です。高槻市内で店舗を経営していますが、住所は市外です。対象となりますか

A. お住まいが市外であっても、高槻市内に事業所を有していれば対象となります。

Q. 高槻市内に無人の倉庫やガレージを持っています。対象となりますか

A. 事業所とは、物の生産や販売、サービスの提供が、従業員と設備を有して継続的に行われているものを指すため、対象外となります。

Q. 大阪府の休業要請対象店であり、休業していましたが、売上の減少率が50%未満でした。対象となりますか

A. 表面の「支給対象者」（1）および（3）も満たしていれば対象となります。

Q. セーフティネット保証4号の認定に基づき、融資を受けようと思います。融資金額によって

給付金が受けられないことがありますか

A. 融資金額による可否はありません。

Q. 令和3年3月31日に融資を受ければ対象となりますか

A. 融資を受けたうえで、令和3年3月31日（必着）までに給付金の申請を行っていただく必要があります。

Q. 信用保証協会の保証が承諾されれば、給付を受け取ることができますか

A. 保証承諾を受けるだけでなく、実際に融資を受けている必要があります。